

3 フランス

(1) 商標法の動向等

- 1) フランス（すべての海外の領域を含む。⁹⁰）では、1997年11月7日からマドリッド協定議定書が発効している。なお、フランスはマドリッド協定の加盟国でもあり、マドリッド協定は、1892年7月15日に発効している。
- 2) 現行フランス商標法（以下「商標法」という。）は、1992年7月3日に施行された知的財産法の「法律分野 第Ⅱ部工業所有権 第Ⅶ巻商標、サービスマーク及びその他の識別性を有する標識」であり、最新の改正は2010年3月5日である。商標規則（以下「商標規則」という。）は、同じく1992年7月3日に施行された知的財産法の「規則分野 第Ⅱ部工業所有権 第Ⅶ巻商標、サービスマーク及びその他の識別性を有する標識」が該当する。国際登録については、商標規則「**第Ⅶ章国際標章及び共同体標章 第Ⅰ節国際標章**」に定められている。商標法及び商標規則を含む知的財産法及び知的財産規則の「第Ⅱ部工業所有権」の部分は、日本国特許庁ホームページ⁹¹（日本語）で閲覧可能であり、商標法及び商標規則を含む知的財産法の2010年版の英文の法文は世界知的所有権機構（WIPO）ホームページ⁹²（英語）で閲覧可能である。

⁹⁰ WIPOホームページ（HOME→trademark→Madrid system→about members→list of members

http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/madrid_marks.pdf。"Including all Overseas Department and Territories."

Overseas Departments（海外県）には、グアドループ、マルティニク、ギューアンヌ（フランス領ギニア）、レユニオン、マイヨット、Overseas Territories（属領）には、サンピエール・ミクロン、ウォリス・フツナ、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、サン・マルタン、サン・バルテルミー、フランス領南方・南極地域がある。（ウィキペディア「フランスの地方行政区画」

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AE%E8%A1%8C%E6%94%BF%E5%8C%BA%E7%94%BB#.E6.B5.B7.E5.A4.96.E7.9C.8C.E3.81.8A.E3.82.88.E3.81.B3.E6.B5.B7.E5.A4.96.E5.9C.B0.E5.9F.9F.E5.9C.8F>)

なお、共同体商標は欧州連合域内において効力を有するが、欧州共同体商標意匠庁のホームページでは、フランスの領域には、Overseas Departments（海外県）は含まれているが、Overseas Territories（属領）は含まれていない。ただし、フランス商標法は、属領でも共同体商標を保護する規定を置いている（商標法L811条4）。欧州共同体商標意匠庁ホームページ（HOME→HOW THE EU WORKS→COUNTRIES→フランス

http://europa.eu/about-eu/countries/member-countries/france/index_en.htm)

⁹¹ 特許庁ホームページ→法律・条約→外国産業財産権制度情報→フランス→知的財産法
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm>、同→フランス→知的財産規則<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm>

⁹² WIPOホームページ→IP RESOURCES→WIPO LEX→France→Laws→Intellectual Property Code(2010)→Available Text(English)
http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=180336

(2) 商標の定義

- 1) 「商標又はサービスマーク」とは、自然人又は法人の商品及び役務を識別するのに役立つ視覚的な表示が可能な標識である（商標法 L711 条 1）。

次のものは、そのような標識を構成することができるとされている。

- (a) あらゆる形態の名称。例えば、語、語の組合せ、姓、地理的名称、筆名、文字、数字、略語
- (b) 聴覚的標識。例えば、音、楽句
- (c) 形象的標識。例えば、図案、ラベル、印章、織端、浮き彫り、ホログラム、ロゴ、合成形象。形状、特に製品若しくはその包装の形状又は役務を特定する形状。色彩の配置、組合せ又は色合い

- 2) 職業組合は、知的財産法に定められた手続をとることによって、組合の標章又は組合が取引する製品又は物品にその出所及び製造条件を証明するために使用する証明標章を登録することができる。それらは、当該製品を販売するすべての個人又は企業が使用することができる（商標法 L712 条 13）。したがって、次項の団体商標又は団体証明商標に該当すると考えられる。

組合は、登録後、同法に定められたこれら標章についての排他的所有権を主張することができる。使用者に対し、標章又は証明標章の所有者である職業組合の構成員を排他的に雇用し、又は排他的に使用し続けることを義務付ける意図を有する合意又は規定は無効である（同上）。

- 3) 標章が、登録の所有者によって発行された使用規約に従う者によって使用されるときは、団体標章とされる⁹³。団体証明標章は、特に内容、属性又は品質等についてそれぞれの規約に記載された特性を表示する商品又は役務に付されるものとする（商標法 L715 条 1）。

団体証明商標は次の規定に従わなければならない。条件が満たされていないときは、無効とされることがある（商標法 L715 条 2、3）。

- (a) 団体証明商標は、内容、属性又は品質等についてそれぞれの規約に記載された特性を表示する商品又は役務に付されるものであり、フランス規格協会の“NF マーク”“NF ENVIRONMENT マーク”といった商標が登録⁹⁴されている。そのため、商品又は役務の製造業者、輸入業者又は販売業者は、団体証明標章の登録を受けることはできない。
- (b) 団体証明標章の登録には、標章使用の条件を定めた規約を含めなければならない。
- (c) 団体証明標章の使用は、所有者以外の者であって、規約によって定められた条件

⁹³ 1991 年 12 月 28 日前に出願された標章の登録に記入された「団体標章」の記載は、それが団体証明標章でない限り、その所有者の請求により抹消され得るものとする（商標規則 R715 条 1）。先の登録の取消請求等の場合には、注意を要する。

⁹⁴ 国際登録番号 888922-NF、587800-NF ENVIRONMENT

を満たす商品又は役務を供給するすべてのものに開放される。

- (d) 団体証明標章は、譲渡、質権設定又は強制執行の対象とすることができない。ただし、所有者である法人が解散するときは、当該標章は、国務院布告によって定められた条件に従い、他の法人に移転することができる。
- (e) 登録出願は、それが証明に関して適用される法律によって定められた要件を満たさないときは、拒絶される。
- (f) 団体証明標章が継続的に使用された後、法律によるその保護が停止したときは、その後10年間は如何なる目的でも登録したり使用したりすることができない。ただし、更新の期限を守らなかった場合において、その懈怠が名義人の意志によるものでも過失によるものでもないことを証明することができるときは、一定の条件に基づき、名義人は喪失した権利を回復することができる。

(3) 方式要件

国際登録の領域指定には、商標規則の出願及び審査等に関する規定の一部が、商標規則の国際標章に関する規定に定める範囲内において、当該規定にしたがって適用されることが規定されている（商標規則 R717 条 1）。

ただし、出願書類に関する商標規則 R712 条 3 は、団体商標の使用条件を定めた規約を要求する(2)(d)以外は適用されない（同上）。したがって、マドリッド協定議定書及び共通規則にしたがって記載すればよいと考えられる。

出願書類（MM2）の記載

(1)出願人

特段の規定なし。

(2)マーク

商標の要件以外に規定なし。

漢字、カナのみからなる標章であっても、暫定的拒絶の通報が発行されることなく登録されている⁹⁵。

(3)標準文字制度

特段の規定なし。

(4)色彩に係る主張

特段の規定なし。

(5)標章音訳

特段の規定なし。ただし、ラテン文字以外の文字からなる商標については、マドリッド共通規則⁹⁶に従って音訳を必ずMM2の第9(a)欄に記載しなければならない。

⁹⁵ 国際登録番号 1020577 「平八郎」（翻訳：歴史上の人物名）、1005262 「千代むすび」

⁹⁶ 第9規則(4)(a)(xii)

(6)標章の翻訳

特段の規定なし。日本語からなる商標について翻訳を記載していなくても暫定拒絶は出ていない⁹⁷。

なお、国際登録出願には適用されない規定であるが、国内出願では商標出願書類の記載事項として、標章のひな形には、簡単な説明を付して補足することができる⁹⁸とされている（商標規則712条3(1)(b)）。

(7)商標が意味を持たない造語を含む場合

特段の規定なし。

なお、国際登録出願には適用されない規定であるが、国内出願では商標出願書類の記載事項として、標章のひな形には、簡単な説明を付して補足することができる⁹⁹とされている（商標規則712条3(1)(b)）。

(8)立体商標

立体商標は、商標として登録可能であることは、商標の定義（2）1)に記載のとおりである⁹⁸が、出願書類への記載方法等については特段の規定はない。

(9)団体商標

国際登録が団体証明標章に関するものである場合は、当該標章が国際登録簿に登録された日から6月以内に、標章の使用に当たって従うべき条件を定めた規約を、そのフランス語への翻訳文を添付して提出しなければならない⁹⁹（商標規則R717条2、1、R712条3(2)(d)）。規約及び翻訳文はフランス産業財産庁に直接送付することができる¹⁰⁰。現地代理人を経由することを義務付ける規定は見当たらない（商標規則R717条2）。この要件が満たされない場合は、当該国際登録は、登録できない。

(10)標章の記述(説明)

特段の規定なし。

なお、国際登録出願には適用されない規定であるが、国内出願では商標出願書類の記載事項として、標章のひな形には、簡単な説明を付して補足することができる⁹⁸とされている（商標規則712条3(1)(b)）。

(11)標章の称呼

特段の規定なし。

(12)ディスクレーム制度

⁹⁷ 第9規則(4)(b)(iii)。なお、国際登録番号1004763「小左衛門」には、翻訳が付されている。

⁹⁸ 商標法L711条1

⁹⁹ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=misc>

¹⁰⁰ 同上

特段の規定なし。

なお、国際登録出願には適用されない規定であるが、国内出願では商標出願書類の記載事項として、標章のひな形には、簡単な説明を付して補足することができる
とされている（商標規則712条3(1)(b)）。

(13)商品及び役務

ニース分類のすべての類の表題（headings）を受け付ける¹⁰¹。

(14)使用の意志の宣言

不要である¹⁰²。

(15)その他

(a) 個人名を含む商標

個人名も商標登録の対象である（商標法 L711 条 1）が、人格権侵害となるような場合は拒絶される（商標法 L711 条 4）。意見書の提出、異議申立て等があった場合に審査対象となる（商標規則 R712 条 10）ので、出願段階での手続についての記載はない。

(b) 優先権主張がある場合の審査、証明書の翻訳等

外国における先の出願に由来する優先権の主張は、フランスにおける出願から 3 月以内に、先の出願の公認謄本、及び該当する場合は、優先権を主張する権利を立証する証拠をフランス産業財産庁に提出する義務を負う（商標規則 R712 条 12）。

ただし、国際登録については、マドリッド協定議定書 4 条 2 項¹⁰³に基づき、提出

¹⁰¹ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=misc>

¹⁰² 同上

¹⁰³ 議定書 4 条 2 項「すべての国際登録について、その名義人は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条 D に定める手続に従うことを要することなく、同条に定める優先権を有する。」

パリ条約第 4 条 D

「(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。

(2) (1) の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から 3 箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。

は不要と考えられるので、国際出願MM2「6 PRIORITY CLAIMED」の記載でよいと考えられる。

(4) 審査

① 実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。

(4) 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。
最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。

書類を含まず、かつ、出願手数料の納付に係る証拠が添付されていない出願は、認容することができないものと宣言される（商標法L712条2、商標規則R712条7）。認容された出願は、出願の受領後6週間以内に公報に公告される（商標規則R712条8）。公告の日から2月以内に、関係人は当該登録に意見を表明し、又は異議を申し立てることができる（商標法L712条3、4）。産業財産庁は、その他の方式審査及び絶対的拒絶理由の審査を行う（商標規則R712条10）。

(b) 登録

商標登録の出願は、フランス産業財産庁の絶対的拒絶理由の審査又は異議申立てに対する決定において拒絶され、又は取り下げられない限り、登録され、登録証明書が出願人に送付され、登録された内容が公告される（商標規則 R712 条 23）。

(c) 異議申立て

商標登録出願の公告日から 2 月以内に、先に登録又は出願された商標の所有者又は周知商標の所有者は、その商標の登録に対し異議の申立てをすることができる（商標法 L712 条 4）。異議申立てがあると、フランス産業財産庁は、異議申立てにかかる相対的拒絶理由の有無を審査し、決定を下す（商標法 R712 条 16）。

2) 国際登録の領域指定の場合

(a) 国際登録の領域指定は、関係締約国に直接標章の保護を求めたならば与えられたであろう保護と同一の効力を有する（マドリッド協定議定書 4 条(1)(a)）。したがって、国際登録日（事後指定の場合は、事後指定の日）に、フランス産業財産庁に備える登録簿への当該標章の登録出願がなされた場合と同一の効力を有する（マドリッド協定議定書 4 条(1)(a)）。ただし、その後の手続は、一部国内出願の場合とは異なる（商標規則 R717 条 1、3、4、5 他）。

(b) 審査官は、国際登録の領域指定があった場合には、方式審査は行わず、絶対的拒絶理由についてのみ審査する（商標規則R712条10）。なお、利害関係者は、国際事務局が発行した公報をフランス産業財産庁が受領した月の翌月の 1 日から 2 ヶ月以内に当該商標の登録についての意見書をフランス産業財産庁に提出することができる（商標法L712条3）。フランス産業財産庁は、国際事務局の公報を受領しても、フランス国内で再公告することはしない¹⁰⁴。

当該出願に絶対的拒絶理由があるときは、暫定的拒絶の通報が国際事務局に送付され、国際事務局から出願人に通知される（商標規則 R717 条 1、R712 条 11(1)、R717 条 4）。フランス産業財産庁が国際登録の領域指定を受領した日から 4 月が

¹⁰⁴ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→As designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=designated>

経過した後は、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報を発することはできない（商標規則 R717 条 4、R712 条 11(2)）。

- (c) また、国際事務局が発行する当該国際登録の領域指定にかかる国際登録の公告を含んだ公報を、フランス産業財産庁が受領した月の翌月の1日から2ヵ月以内に、先に登録又は出願された商標の所有者又は周知商標の所有者は、当該国際登録の領域指定の保護について、異議申立てをすることができる（商標法L712条4、商標規則R717条5）。

異議申立てがあった場合には、暫定的拒絶の通報が国際事務局に送付される（商標規則R717条5、R712条16(1)）。異議申立て期間は、国際事務局の公報を受領した日から2ヵ月以内であるが、暫定的拒絶の通報の期限は、フランス産業財産庁が国際登録の領域指定の通知を受領した日から1年以内である（マドリッド協定議定書5条(2)(a)）。国際登録の名義人は、フランス産業財産庁より通知が発送された日から15日以内に異議申立通知を受領したものとみなされる（商標規則R717条5）。

- (d) 国際登録の領域指定の通知日から4ヵ月の期間が、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報がなく経過し、かつ異議申立てがないまま異議申立期間が終了した場合には、国際登録の領域指定は、当該期間の終了日に登録されたものとみなされる（商標規則 R712 条 23(2)）。この場合、その旨国内登録簿に登録され、登録された内容が公告される（商標規則 R717 条 1、R714 条 2、8）。また、速やかに、国際事務局に、当該国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知が送付される（共通規則 18 規則の 3(1)）、当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

- (e) フランス産業財産庁の審査に基づく暫定的拒絶の通報に対しては、通報の受領日¹⁰⁵から2ヵ月以内に欧州連合加盟国若しくは欧州経済領域（EEA）締約国にその居所、本社若しくは事業施設を有する工業所有権代理人を選任¹⁰⁶しなければならない（商標規則R717条1、R712条11(1)、R712条16(1)）。この期間は申請に

¹⁰⁵ 暫定的拒絶の通報の記載による。暫定的拒絶の通報の説明（5）①3参照。なお、WIPOホームページでは、フランス産業財産庁が暫定的拒絶の通報を発行した日からとなっている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→As designated Office
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=designated>

¹⁰⁶ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=misc>

よりさらに 2 カ月延長することができる¹⁰⁷。ただし、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報に対する代理人の選任期間は、フランス産業財産庁により暫定的拒絶の通報が発送された日から 15 日経過した日（商標規則R717 条 5）から 2 カ月以内で、期間延長は認められていない¹⁰⁸。この期間（延長された場合は、延長された期間）内に代理人を選任して対応しないと暫定的拒絶の通報は確定し、又は異議申立てについての決定が下される（商標規則R717 条 1、R712 条 11(2)、R712 条 16(2)）。ただし、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報に不備是正案が添付され、当該期間内に国際登録の名義人が異議を唱えない場合は、当該提案は受諾され、暫定拒絶理由が解消されたものとみなされるので、代理人を選任しなくとも、国際登録の領域指定の保護は当該是正案にしたがって認められる（商標規則R712 条 11(1)）。

- (f) フランス産業財産庁に対する手続等により、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、その旨国際事務局に通知する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。フランス産業財産庁が国際事務局に暫定的拒絶の通報の全部又は一部の解除の登録の通知をした日に、当該国際登録の領域指定はフランス国内において登録されたものとみなされる（商標規則 R712 条 23(3)）。当該国際登録の領域指定の保護の確定は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

② 審査内容

フランス産業財産庁は、異議申立てがない限り、絶対的拒絶理由についてのみ審査を行う（商標規則 R717 条 1、R717 条 4、R712 条 10）。

利害関係者は、国際事務局が発行した公報をフランス産業財産庁が受領した月の翌月の 1 日から 2 カ月以内に当該商標の登録についての意見書をフランス産業財産庁に提出することができる（商標法 L712 条 3）。意見書は、フランス産業財産庁により国際登録の名義人に国際事務局を通じて暫定的拒絶の通報として通知されるか、又はそれが所定の期間の満了後に提出されたこと若しくはその主題が有効な法規定に明らかに矛盾していることが確認された場合は、却下され無効とされる。この場合は、その旨が当該意見書の作成者に通知される（商標規則 R712 条 9）。

国際事務局が発行する国際登録の領域指定にかかる国際登録の公告を含んだ公報をフランス産業財産庁が受領した月の翌月の 1 日から 2 カ月以内に、先に登録又は出願された商標の所有者又は周知商標の所有者は、当該国際登録の領域指定の保護について、異議申立てをすることができる（商標法 L712 条 4、商標規則 R717 条 5）。異議申

¹⁰⁷ 同上。なお、暫定的拒絶の通報の説明（5）①3)参照。

¹⁰⁸ 国際登録 1078896 の暫定的拒絶の通報参照。

立てがあった場合には、フランス産業財産庁は、異議申立てに対する決定を行う（商標法 L712 条 5、商標規則 R712 条 16(2)、(3)）。

③ 暫定的拒絶通報の期間

フランス産業財産庁が国際登録の領域指定を受領した日から 4 月が経過した後は、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報を発することはできない（商標規則 R717 条 4、R712 条 11(2)）。また、異議申立ての期間は、国際事務局が発行する当該国際登録の領域指定にかかる国際登録の公告を含んだ公報を、フランス産業財産庁が受領した月の翌月の 1 日から 2 ヶ月以内である（商標法 L712 条 4、商標規則 R717 条 5）。異議申立てがあった場合には、暫定的拒絶の通報が国際事務局に送付される（商標規則 R717 条 5、R712 条 16(1)）。

フランスは、暫定的拒絶の通報の期間を国際登録の領域指定の日から 18 ヶ月以内に延長するマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)、当該期間経過後に異議申立ての可能性がある場合にはその旨通知することができる同 5 条(2)(c)の宣言は、いずれも行っていない。したがって、暫定的拒絶の通報の期間は、国際登録の領域指定の日から 1 年以内である（マドリッド協定議定書 5 条(2)(a)）。

④ 絶対的拒絶理由の内容

絶対的拒絶理由の審査では、出願された標識が商標の定義を満たすものであること（商標法 L711 条 1）、識別性を有すること（商標法 L711 条 2）又は不登録事由に該当しないこと（商標法 L711 条 3）について審査する（商標法 L712 条 7(b)、商標規則 R717 条 1、R717 条 4、R712 条 10(2)）。拒絶理由が出願の一部のみに関連している場合には、出願はその一部のみが拒絶される（商標法 L712 条 7）。

1) 識別性（商標法 L711 条 2）

標章となり得る標識の識別性は、指定商品又は役務との関連において評価されるものとする。

次のものは、識別性を有していないものとする。ただし、(c)の場合を除き、使用によって識別性が取得されることがある。

- (a) 標識又は名称であって、日常の言語又は技術的言語によって商品又は役務についての必然的、包括的又は通常の呼称を構成するに過ぎないもの
- (b) 標識又は名称であって、製品又は役務の特徴、特に種類、品質、数量、用途、価格、出所、商品の製造又は役務の提供の時期等を指定する機能を有するもの
- (c) 製品の内容又は機能から生じる形状、又は製品に実質的価値を与える形状のみから成る標識

2) 不登録事由

次のものは、標章又は標章の要素とは認められない（商標法L711条3）。

- (a) 工業所有権の保護に関する1883 年3 月20 日のパリ条約(改正)第6条の3 又は世界貿易機関を設立する協定の付属書1C 第23条(2)によって除外されている標識
- (b) 公序良俗に反する標識、又は法律によって使用を禁じられている標識
- (c) 商品又は役務の特に内容、品質又は出所に関し、公衆に誤認を生じさせる虞がある標識

⑤ 相対的拒絶理由の内容

- 1) 標識は、それが先の権利、特に次のものを侵害する場合は、標章として認められない（商標法 L711 条 4、L712 条 7(c)）。拒絶理由が出願の一部のみに関連している場合には、出願はその一部のみが拒絶される（商標法 L712 条 7）
 - (a) 既に登録されており、又は工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の2 の意味において周知である先の標章
 - (b) 会社の名称であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
 - (c) 国土全域において知られている商号又は看板であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
 - (d) 保護された原産地名称
 - (e) 著作者の権利
 - (f) 保護された意匠に由来する権利
 - (g) 他人の人格権、特にその姓、筆名又は肖像
 - (h) 地方当局の名称、イメージ又は世評
- 2) 明文の規定はないが、欧州共同体商標意匠庁に登録された共同体商標は、フランス国内で登録された商標として、取り扱われると考えられる（商標法 L717 条 1、共同体商標に関する共同体規則 No.207/2009 第 9 条、16 条他）。

（5）暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
 - 1) 暫定的拒絶の通報の言語は、フランス語である。
 - 2) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶とがある（商標法 L712 条 7）。
 - 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

**REFUS PROVISOIRE DE PROTECTION EN FRANCE D'UN ENREGISTREMENT INTERNATIONAL
SUITE A UN EXAMEN SUR LES MOTIFS ABSOLUS**
notifié au Bureau International de l'O.M.P.I. selon l'article 5 de l'Arrangement et du Protocole de Madrid

I- Office qui notifie le refus de protection :
INSTITUT NATIONAL DE LA PROPRIÉTÉ INDUSTRIELLE
Département des Marques, Dessins et Modèles
32, rue des Trois Fontanot
F-92 016 Nanterre cedex
FRANCE
Affaire suivie par : Nathalie TEXIER
TEL : 01 53 04 58 16
FAX : 01 53 04 49 10

DATE 26 octobre 2011

II- N° de l'enregistrement international :

III- Marque :

IV- Nom du titulaire :

V- MOTIFS DU REFUS : VOIR ANNEXE

VI- ETENDUE DU REFUS :

- ☒ Refus pour la totalité des produits et/ou services.
☐ Refus partiel pour les produits et/ou services suivants :

VII- Articles de la loi applicables en la matière (voir fiches ci-jointes).

IX- Délai et modalités de réponse :

Le titulaire dispose d'un délai de deux mois à compter de la réception de la présente notification pour présenter ses observations à l'Institut National de la Propriété Industrielle.
Sur simple requête présentée avant l'expiration de ce délai, ce dernier peut être prolongé de deux mois supplémentaires.
Si le titulaire n'est pas établi ou domicilié en France, dans un Etat membre de l'Union européenne ou de l'Espace économique européen, ces observations doivent être présentées par un mandataire habilité ayant son domicile, son siège ou son établissement en France ou par un professionnel ressortissant d'un pays de l'Union Européenne ou de l'Espace Economique Européen, exerçant légalement une activité de représentation devant l'office central de propriété industrielle de son état.
A défaut d'observations en réponse ou le cas échéant, de constitution régulière d'un mandataire dans le délai imparti, il est statué directement sur la partie française de l'enregistrement international.

拒絶通知: 議定書第 5 条に基づき、WIPO に通知

拒絶を発する機関の表記及び発出日 :

- ・ フランス産業財産庁、商標・意匠権部門
- ・ 住所
- ・ 担当者
- ・ 電話番号、FAX 番号記載

国際登録番号

商標名

国際登録出願名義人の名称

拒絶理由 : 付属書類参照

拒絶の範囲
(全部拒絶又は部分拒絶)

適用される法律の条項 (添付資料参照)

拒絶通報への応答

- ① 期限: 拒絶通知を受領した日から 2 ヶ月以内
申請を行うことにより、更に 2 ヶ月延長可能
- ② 応答者は、フランス、又は EU 加盟国、又は EEA 締約国在住の代理人
- ③ 期限内に応答がなければ、INPI 担当者により直接裁定される。

J'ai l'honneur de vous faire connaître qu'un premier examen de votre demande me conduit à émettre une objection à l'encontre de l'enregistrement du signe ci-dessus rappelé, pour les produits ou services désignés dans le libellé de dépôt.

Vous voudrez bien trouver ci-après un rappel des dispositions légales (art. L.711-3 et L.712-7 du code de la propriété intellectuelle) sur lesquelles repose mon objection, ainsi que l'énoncé de cette dernière.

RAPPEL DE LA LEGISLATION EN VIGUEUR

Le code de la propriété intellectuelle dispose que la marque de fabrique, de commerce ou de service est un signe susceptible de représentation graphique servant à distinguer les produits et services d'une personne physique ou morale.

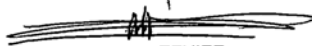
Le code exclut également certains signes qui ne peuvent être adoptés comme marque ou élément de marque car de nature à tromper le public, notamment sur la nature, la qualité ou la provenance géographique du produit ou du service.

Aux termes de l'article L.712-7 du Code de la propriété intellectuelle, la demande d'enregistrement est rejetée si le signe ne peut être adopté comme marque par application de l'article L.711-3.

MOTIFS : La demande de protection porte sur le signe , présenté comme destiné à distinguer les produits suivants : « vêtements, chaussures, chapellerie ».

Appliqué aux produits susvisés, le signe déposé, notamment composé du terme » qui s'entend d'une marque spéciale créée par un syndicat professionnel et apposée sur un produit ou service destiné à la vente, pour en certifier l'origine, les conditions de prestations, est de nature à tromper le public sur les qualités des produits en laissant entendre que les produits susvisés bénéficient d'un label de qualité et/ou présentent des caractéristiques spécifiques garanties par un organisme certificateur, ce qui n'est pas le cas en l'espèce, le signe déposé n'étant pas une marque de certification.

Pour le Directeur général de
l'Institut national de la propriété industrielle


Nathalie TEXIER /

JURISTE

OBSERVATIONS : La marque ne sera pas protégée en France pour les produits figurant dans la demande.

— 審査結果として、拒絶を通知する旨の説明

— 拒絶の根拠となる法律(知的財産法の第 L.711-3 条、L.712-7 条)についての注意事項、拒絶内容を通知する旨の説明

— 注意事項：
・ 商標の定義
・ 知的財産法の第 L.711-3 条、L.712-7 条により拒絶の旨の説明

— 拒絶理由の説明：

— 拒絶通報担当審査官の名称とサイン

— 意見：商標がフランスでは保護されない旨の表明

**ARTICLES DE LA LOI NATIONALE APPLICABLES EN LA MATIERE
EXTRAITS DU CODE LA PROPRIETE INTELLECTUELLE**

PARTIE LEGISLATIVE - LIVRE VII - TITRE 1er

CHAPITRE I : ELEMENTS CONSTITUTIFS DE LA MARQUE

ART L 711-1 - La marque de fabrique, de commerce ou de service est un signe susceptible de représentation graphique servant à distinguer des produits ou services d'une personne physique ou morale.

Peuvent notamment constituer un tel signe :

- a) Les dénominations sous toutes les formes telles que : mots, assemblages de mots, nom patronymiques et géographiques, pseudonymes, lettres, chiffres, sigles ;
- b) Les signes sonores tels que : sons, phrases musicales ;
- c) Les signes figuratifs tels que : dessins, étiquettes, cachets, lisières, reliefs, hologrammes, logos, images de synthèse ; les formes, notamment celles du produit ou de son conditionnement ou celles caractérisant un service ; les dispositions, combinaisons ou nuances de couleurs.

ART L 711-2 - Le caractère distinctif d'un signe de nature à constituer une marque s'apprécie à l'égard des produits ou services désignés. Sont dépourvus de caractère distinctif :

- a) Les signes ou dénominations qui, dans le langage courant ou professionnel sont exclusivement la désignation nécessaire, générique ou usuelle du produit ou du service ;
 - b) Les signes ou dénominations pouvant servir à désigner une caractéristique du produit ou du service, et notamment l'espèce, la qualité, la quantité, la destination, la valeur, la provenance géographique, l'époque de la production du bien ou de la prestation de service ;
 - c) Les signes constitués exclusivement par la forme imposée par la nature ou la fonction du produit, ou conférant à ce dernier sa valeur substantielle.
- Le caractère distinctif peut, sauf dans le cas prévu à l'alinéa prévu au c être acquis par l'usage.

ART L 711-3 - Ne peut être adopté comme marque ou élément de marque un signe :

- a) Exclu par l'article 6 ter de la Convention de Paris en date du 20 mars 1883, révisée, pour la protection de la propriété industrielle ou par le paragraphe 2 de l'article 23 de l'annexe 1C à l'accord instituant l'Organisation mondiale du commerce ;
- b) Contraire à l'ordre public ou aux bonnes moeurs, ou dont l'utilisation est légalement interdite ;
- c) De nature à tromper le public, notamment sur la nature, la qualité ou la provenance géographique du produit ou du service.

CHAPITRE II L'ACQUISITION DU DROIT SUR LA MARQUE

ART L 712-2 - La demande d'enregistrement est présentée et publiée dans les formes et conditions fixées par la présente loi et précisées par décret en Conseil d'Etat. Elle doit comporter notamment le modèle de marque et l'énumération des produits ou services auxquels elle s'applique. Le déposant domicilié à l'étranger doit faire élection de domicile en France.

ART L 712-7 - La demande d'enregistrement est rejetée :

- a) Si elle ne satisfait pas aux conditions prévues à l'article L 712-2 ;
- b) Si le signe ne peut constituer une marque par application des articles L 711-1 et L 711-2 ou être adopté comme une marque par application de l'article L 711-3 ;
- c) Si l'opposition dont elle fait l'objet au titre de l'article L 712-4 est reconnue justifiée.

PARTIE REGLEMENTAIRE - LIVRE VII - TITRE UNIQUE

CHAPITRE II : ACQUISITION DU DROIT SUR LA MARQUE

R 712-2. - Le dépôt peut être fait personnellement par le déposant ou par un mandataire ayant son domicile, son siège ou un établissement en France. Les personnes n'ayant pas leur domicile ou leur siège en France, doivent, dans le délai qui leur est imparti par l'Institut, constituer un mandataire satisfaisant aux conditions prévues à l'alinéa précédent.

En cas de pluralité de déposants, un mandataire commun satisfaisant aux mêmes conditions doit être constitué.

Sauf lorsqu'il a la qualité de conseil en propriété industrielle, le mandataire doit joindre un pouvoir qui s'étend sous réserve des dispositions des articles R. 712-21 et R. 714-1 et sauf stipulation contraire, à tous les actes et à la réception de toutes les notifications prévues au présent titre. Le pouvoir est dispensé de légalisation.

R 712-10 - Tout dépôt donne lieu à vérification par l'Institut :

- a) Que la demande d'enregistrement et les pièces qui y sont annexées sont conformes aux prescriptions de la législation et de la réglementation en vigueur.
- b) Que le signe déposé peut constituer une marque par application des articles L. 711-1 et L. 711-2 ou être adopté comme marque par application de l'article L. 711-3.

R 712-11 - 1°) En cas de non conformité de la demande aux dispositions de l'article R.712-10, notification motivée en est faite au déposant.

Un délai lui est imparti pour régulariser le dépôt ou contester les objections de l'Institut. A défaut de régularisation ou d'observations permettant de lever l'objection, la demande est rejetée.

La notification peut être assortie d'une proposition de régularisation. Cette proposition est réputée acceptée si le déposant ne la conteste pas dans le délai qui lui est imparti.

2°) Dans le cas prévu à l'article R.712-10 (2°), la notification d'irrégularités ne peut être émise plus de quatre mois après la date de réception de la demande à l'Institut.

3°) Aucune régularisation effectuée conformément aux dispositions du présent article ne peut avoir pour effet d'étendre la portée du dépôt.

CHAPITRE VII : MARQUES INTERNATIONALES

R 717-2 - Lorsque l'enregistrement international concerne une marque collective de certification, le règlement d'usage mentionné à l'article R712-3 (2° d) accompagné le cas échéant de sa traduction en langue française, doit être fourni dans un délai de 6 mois à compter de l'inscription de la marque au registre international.

Lorsque cette prescription n'est pas respectée, l'enregistrement international est réputée ne pas porter en France sur une marque collective de certification.

R 717-4 - L'examen prévu à l'article R. 712-10 est limité à la vérification de l'aptitude du signe à constituer une marque ou à être adopté à titre de marque.

Le délai de quatre mois dans lequel doivent être émises les notifications d'irrégularité, conformément à l'article R. 712-11 (2°) , court à compter de la notification à l'Institut de l'extension à la France de l'enregistrement international.....

R 717-6 - Toute décision de rejet est prononcée sous forme de refus de protection en France de l'enregistrement international.

Elle est notifiée au titulaire de l'enregistrement international par l'intermédiaire du Bureau International de l'Organisation Mondiale de la Propriété Intellectuelle.

CHAPITRE VIII : DISPOSITIONS COMMUNES

R 718-1- Sous réserve des dispositions de l'article R. 712-16 (1°), les délais impartis par

l'Institut National de la Propriété Industrielle ne sont ni inférieurs à un mois, ni supérieurs à quatre mois.

拒絶理由として適用される
国内法の条項 (知的財産法の
抜粋)

② 暫定的拒絶通報への応答期間

- 1) フランス産業財産庁の審査に基づく暫定的拒絶の通報に対しては、暫定的拒絶の通報を受領した日から2カ月（申請によりさらに2カ月延長可能）、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の場合は、フランス産業財産庁により暫定的拒絶の通報が発送された日から15日経過した日（商標規則R717条5）から2カ月¹⁰⁹（期間延長は認められていない。）以内に欧州連合加盟国若しくは欧州経済領域（EEA）締約国にその居所、本社若しくは事業施設を有する工業所有権代理人を選任しなければならない¹¹⁰（商標規則R717条1、R712条16(1)）。

この期間内に代理人を選任して対応しないと暫定的拒絶の通報は確定し、又は異議申立てについての決定が下される（商標規則R717条1、R712条11(1)、(2)、R712条16(2)）。

ただし、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報に不備是正案が添付され、当該期限内に国際登録の名義人が異議を唱えない場合は、当該提案は受諾され、暫定拒絶理由は解消されたものとみなされるので、代理人を選任しなくとも、国際登録の領域指定の保護は、当該是正案にしたがって認められる（商標規則R712条11(1)）。

- 2) フランスにおける代理人を選任した場合には、国際登録の名義人は、代理人を通じてフランス産業財産庁に暫定的拒絶の通報に対する意見書を提出することができる（絶対的拒絶理由について商標規則R712条11、異議について商標規則R712条16）
ほか、異議申立手続においては口頭で意見を述べる（商標規則R712条16）や異議申立人の商標の不使用の申立て（商標規則R712条17）もできる。

③ 現地代理人の必要性の有無

- 1) 暫定的拒絶の通報に対応するためには、暫定的拒絶の通報を受領した日から2カ月（申請によりさらに2カ月延長可能。）、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の場合は、フランス産業財産庁により暫定的拒絶の通報が発送された日から15日経過した日（商標規則R717条5）から2カ月¹¹¹（期間延長は認められていない。）以内に欧州連合加盟国若しくは欧州経済領域（EEA）締約国にその居所、本社若しくは

¹⁰⁹ 国際登録 1078896 の暫定的拒絶の通報参照。

¹¹⁰ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→As Office of a Designated Contracting Party, Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=designated>,
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=misc>

¹¹¹ 国際登録 1078896 の暫定的拒絶の通報参照。

事業施設を有する工業所有権代理人を選任しなければならない¹¹²（商標規則R717 条 1、R712 条 16(1)）。

フランス産業財産庁長官は、工業所有権に関する適格者名簿を毎年作成する（知的財産法 L421 条 1）。当該名簿は公表されるものとする。当該名簿に登録された者は、企業の従業者として、個人若しくは団体での自由業として、又は自由業として業務を行う者の従業者として、その業務を行うことができる。何人も、フランス産業財産庁長官が作成した工業所有権代理人名簿に登録されていない限り、工業所有権代理人の肩書、それと同等の肩書又はそれとの混同を招く程に類似する肩書を使用することはできない（知的財産法 L422 条 1）。違反には、刑罰が科される。

如何なる自然人又は法人も、関係人の代理人となり、助言を与え、又は工業所有権法に関する文書を作成する目的で勧誘を行うことを禁止される。ただし、この禁止は、規則によって定められた条件に基づく役職を通じて専門家又は企業に対してなされる役務提供の申出までには及ばない（知的財産法 L423 条 1）。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

名義人本人が指定商品・役務の補正手続を行うことができる場合は、その方法、様式、提出先等

国際登録の名義人本人が、直接フランス産業財産庁に対して応答することはできない。名義人が対応する場合は、後記⑤3)参照。

フランス産業財産庁の審査に基づく暫定的拒絶の通報に対しては、暫定的拒絶の通報を受領した日から 2 カ月（申請によりさらに 2 カ月延長可能）以内に欧州連合加盟国若しくは欧州経済領域（EEA）締約国にその居所、本社若しくは事業施設を有する工業所有権代理人を選任しなければならない¹¹³（商標規則R717 条 1、R712 条 16(1)）。

ただし、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報に不備是正案が添付され、当該期限内に国際登録の名義人が異議を唱えない場合は、当該提案は受諾され、暫定拒絶理由は解消されたものとみなされるので、代理人を選任しなくとも、国際登録の領域指定の保護は当該不備是正案にしたがって認められる（商標規則 R712 条 11(1)）。

異議申立ての手続については、欧州連合加盟国若しくは欧州経済領域（EEA）締約国にその居所、本社若しくは事業施設を有しない者は、フランス産業財産庁より与え

¹¹² WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→As Office of a Designated Contracting Party
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=designated>

¹¹³ 同上。

られた期間（フランス産業財産庁により暫定的拒絶の通報が発送された日から 15 日経過した日（商標規則R717 条 5）から 2 カ月¹¹⁴。（期間延長は認められていない。））以内に、欧州連合加盟国若しくは欧州経済領域（EEA）締約国にその居所、本社若しくは事業施設を有する工業所有権代理人を選任しなければならないことが明記されている（商標規則R712 条 16(1)、R712 条 13、R712 条 2）。

⑤ 暫定的拒絶通報に対しフランス産業財産庁に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1) 暫定的拒絶通報に応答しない場合

フランス産業財産庁の審査に基づく暫定的拒絶の通報を受領した日から 2 カ月（申請によりさらに 2 カ月延長可能）、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の場合には、フランス産業財産庁により暫定的拒絶の通報が発送された日から 15 日経過した日（商標規則R717 条 5）から 2 カ月¹¹⁵（期間延長は認められていない）以内の応答期間内に代理人を選任して対応しないと暫定的拒絶の通報は確定し、又は異議申立てについての決定が下される（商標規則R717 条 1、R712 条 11(1)、(2)、R712 条 16(2)、(3)）。

ただし、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報に不備是正案が添付されている場合には、当該期限内に国際登録の名義人が異議を唱えない場合は、当該提案は受諾され、暫定拒絶理由は解消されたものとみなされるので、代理人を選任しなくとも、国際登録の領域指定の保護は認められる（商標規則 R712 条 11(1)）。

フランス産業財産庁は、場合に応じて、国際事務局に、(i) 当該締約国において標章の保護が与えられる商品及び役務を表示した声明、又は(ii)すべての商品及び役務について当該締約国における標章の保護の拒絶を確認する旨の声明を送付する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。

2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報については、代理人を通じて提出した意見書¹¹⁶が、フランス産業財産庁の異論を撤回させるに至らない場合は、フランス産業財産庁は決定案を作成する。当該決定案は国際登録の名義人に通知され、国際登録の名義人には場合によってその当否を争うための期間が与えられる。決定案について異議が唱えられない場合は、決定案は正式な決定となる（商標規則R712 条 11(2)）。

この場合、フランス産業財産庁は、国際事務局に、(i) 当該締約国において標章の

¹¹⁴ 国際登録 1078896 の暫定的拒絶の通報参照。

¹¹⁵ 国際登録 1078896 の暫定的拒絶の通報参照。

¹¹⁶ 不備是正が出願の範囲を拡大することがあってはならない（商標規則 R712 条 11(3)）。

保護が与えられる商品及び役務を表示した声明、又は(ii)すべての商品及び役務について当該締約国における標章の保護の拒絶を確認する旨の声明を送付する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。

なお、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報に不備是正案が添付され、暫定的拒絶の通報を受領した日から 2 カ月（申請によりさらに 2 カ月延長可能）以内の応答期間内に国際登録の名義人が異議を唱えない場合は、当該提案は受諾され、暫定拒絶理由は解消されたものとみなされるので、代理人を選任しなくとも、国際登録の領域指定の保護は当該不備是正案にしたがって認められる（商標規則 R712 条 11(1)）。

3) 暫定的拒絶通報に直接応答することに代えて国際事務局に商品又は役務の限定の申請をした場合

国際事務局に商品又は役務の限定の申請をした場合には、商標の出願又は登録に係る商品又は役務の一部又は全部についての取下げ、又は抹消として有効に取り扱われると考えられる。

なお、商品又は役務の一部についての暫定的拒絶の通報の場合には、放置しても、当該一部の商品又は役務についての拒絶が確定するだけである。

ただし、当該修正が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報に対する応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があるので、当該修正を申請した旨を通知しておくことが望ましいが、現地代理人を経由して、フランス語で連絡していない場合には、フランス産業財産庁が考慮してくれるかどうかは不明である。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

国際登録の領域指定については、次の日に標章が登録されたとみなされる（商標規則 R712 条の 23(2)、(3)）。

- 1) 暫定的拒絶の通報がなされなかった国際登録の領域指定については、国際登録の領域指定の通知の日から 4 カ月の期限の到来の通知日、又は異議申立提出期限到来の通知日¹¹⁷。ただし、2011 年からは、フランス産業財産庁は、暫定的拒絶の通報がなされなかった国際登録の領域指定については、国際登録の領域指定の通知の日から 4 カ月の期限の到来の通知又は異議申立提出期限到来の通知ではなく、国際事務局に、当該国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を送付している¹¹⁸（共通規則 18 規則の 3(1)）ので、当該通知の日が登録日とみなされることが考えられる。なお、当該

¹¹⁷ いずれか遅い日と解される。

¹¹⁸ 国際登録番号 1022672 「Strand Sheet」及び 1023867 「Tyranno Fiber」を対比。

保護が与えられる旨の通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則18規則の3(5)）。

- 2) 要件不備又は異議申立てに係る暫定的拒絶の通報の対象であった国際登録の領域指定については、必要な場合は、国際事務局の国際登録簿における拒絶の全面的又は部分的な解除の登録の通知日

この場合、フランス産業財産庁は、国際事務局に、当該締約国において標章の保護が与えられる商品及び役務を表示した声明を送付する（共通規則 18 規則の 3(2)）。

（7） 登録

① 登録簿

国内登録簿に関する商標規則R714条2及び国内登録簿への登録の公告に関するR714条8が国際登録の領域指定に適用される（商標規則R717条1）。

商標規則R714条2は、次のように規定している。

「国内標章登録簿は、産業財産庁がこれを備える。

国内標章登録簿には、各標章について次の事項が登録される。

- (1) 出願人の同定及び出願の参照事項、並びに当該標章の存在又は範囲に影響を与えるその後の行為
- (2) 当該標章の所有権又はこれに由来する権利の享受を変更する行為、また、所有権の主張の場合は、それに対応する譲渡の事実
- (3) 名称、法的形態又は宛先の変更、及び登録事項に関する誤記の訂正」

商標規則 R714 条 8 は、つぎのように規定している。

「国内標章登録簿へのすべての登録については、工業所有権公報に掲載する。

すべての関係人は、フランス産業財産庁から次のものを入手することができる。

- (1) 標章のひな形、出願及び登録に係る詳細事項、並びに該当する場合は、取下、放棄又は裁判所の判決によって生じた商品又は役務一覧に関する制限を記載した同一性証明書
- (2) 国内標章登録簿になされた登録の写し
- (3) 登録不存在証明書」

② 登録証書の発行

国内出願については、登録された旨の証明書が出願人に送付される（商標規則R712条23第1段落）。しかし、国際登録の領域指定は、同条第1段落は適用されない（商標規則R717条1）ので、登録の証明書は国際登録の名義人には送付されないと考えられる。

ただし、国際登録の領域指定の登録の写しを請求することはできると考えられる（商標規則R717条1、R714条8）。請求はフランス語によることとなると思われる

が、現地代理人を経由することを必要とする規定はないので、直接請求することができると思われる。

(8) 登録後の注意事項

1) 不使用取消

所有者が正当な理由なく、その標章を継続して5年間、登録に係る指定商品又は役務に関して実際に使用していないときは、訴訟による取消請求によって取消の対象となる（商標法L714条5）。

次のものは、使用に該当する。

(a) 標章の所有者の同意を得て、又は団体標章の場合は、規約に従って行われる使用

(b) 変更されてはいるが、識別性を変えていない形態での標章の使用

(c) 専ら輸出用の商品又は包装に標章を付すこと

利害関係人は、訴訟によって取消を請求することができる。

請求が登録における指定商品又は役務の一部のみに係る場合は、取消は、該当する商品及び役務にのみ及ぶ。

不使用の5年間が経過した後に標章の実際の使用が開始又は再開される場合において、使用が取消請求前の3ヵ月以内に、かつ、所有者が当該請求の可能性についての知識を得た後に行われているときは、取消請求が認められ、当該商標は取り消される。

使用についての立証責任は、取消請求を受けている標章の所有者が負うものとする。立証は、どのような方法で行っても差し支えない。

取消は、不使用の5年の期間の満了時に効力を生じる。取消は、絶対的効力を有する。

2) 無効訴訟等

商標の定義を満たさず、識別性を有せず、不登録事由に該当し、又は先の権利を侵害する標章の登録は、裁判所の判決によって無効を宣言される（商標法L714条3）。

無効訴訟は、先の権利を侵害する場合を除き、公訴官が、職権によって提起することができる。

先の権利の侵害を理由とする無効訴訟は、先の権利の所有者のみが裁判所に提起することができる。ただし、当該訴訟は、標章が善意で登録されており、かつ、所有者が5年間その使用を黙認していた場合は、認められない。

無効判決は、絶対的である。

なお、標章の所有者は、自らの行為の結果、標章が次のものに該当するようになった場合は、自己の権利の取消を免れない（商標法L714条6）。

- (a) 製品又は役務の取引における普通の名称
- (b) 製品又は役務の、特に、内容、品質又は出所について誤認を生じさせる虞があるもの

登録出願が、他人の権利に関する詐欺的行為として、又は法律上若しくは契約上の義務に違反して行われている場合は、自己が標章の権利を有していると信じる者は、裁判所での訴訟手続によって所有権を主張することができる（商標法L712条6）。

出願人の行為に悪意がある場合を除き、所有権主張訴訟の出訴期限は、登録出願の公告後3年である。国際登録の領域指定についても同様と考えられる¹¹⁹。

(9) 異議

- 1) 国際事務局が発行する国際登録の領域指定にかかる国際登録の公告を含んだ公報をフランス産業財産庁が受領した月の翌月の1日から2ヵ月以内（以下「異議申立期間」という。）に、それより前に既に登録若しくは出願された標章若しくはそれより先の優先日を有する標章の所有者、又はそれより前の周知標章の所有者は、当該国際登録の領域指定の保護について、異議申立てをすることができる（商標法L712条4、商標規則R717条5）。

実施の排他権の受益者も、契約に別段の定めがない限り、同じ権利を享受する。

- 2) 異議申立期間終了後6月の期間内に如何なる決定も行われない場合は、異議申立ては拒絶されたものとみなされる（商標法L712条4）。

ただし、当該期限は、次に該当する場合は、停止される。

- (a) 異議申立てが標章の登録出願を基にしている場合
- (b) 無効、取消又は所有権主張の訴訟が既に提起されている場合
- (c) 当事者の共同の請求がある場合。この場合は、停止は6月を超えることができない。

- 3) 異議申立てにおいては、次の事項を明記する（商標規則R717条1、R712条14）。

- (a) 異議申立人の住所、氏名、並びにその権利の存在、内容、出所及び範囲を立証するのに適切な事項
- (b) 異議を申し立てられた登録出願の参照事項、及び異議申立てが関連する商品又は役務の陳述
- (c) 異議申立ての根拠の陳述
- (d) 所定の手数料の納付証明

¹¹⁹ 商標規則 R714 条 8 参照。

- (e) 該当する場合は、代理人の代理権を証する委任状。ただし、代理人が工業所有権代理人の資格を有している場合は、この限りでない。当該委任状は、1 月以内にこれをフランス産業財産庁に送付するものとする。
- 4) 異議申立期間を超えて提出された異議申立て、異議申立てをすることが認められている者以外の者による異議申立て、又は方式要件を満たしていない異議申立ては、認容することができないものと宣言される（商標規則R717条1、R712条15）。
- 5) 異議申立ては、次の手続に従って審査される（商標規則R717条1、R717条5、R712条16）。
- (a) 異議申立ては、登録出願の所有者に対し遅滞なく通知される。国際登録の領域指定の場合は、異議申立ては、世界知的所有権機関の国際事務局を通じて国際登録の名義人に通知される。暫定的拒絶の通報がこれに該当する。当該名義人は、対抗意見書を提出し、かつ、該当する場合は、代理人を任命する等の応答のための期間を与えられる。当該期間は、当該暫定的拒絶の通報を受領したとみなされる日（フランス産業財産庁により暫定的拒絶の通報が発送された日から15 日経過した日（商標規則R717条5））から2カ月であり、期間延長は認められていない。国際登録の名義人は、フランス産業財産庁により通知が発出された日から15 日以内に異議申立通知を受領したものとみなされる。
- (b) 対抗意見書の提出がない場合、又は該当するときは、所定の期限内に代理人の正式な任命がなされない場合等応答がなされないときは、異議申立てに対し決定が下される。
- それ以外の場合は、異議申立て及び対抗意見に基づいて決定案が作成される。決定案は、当事者に通知され、当事者は、必要な場合は、所定の期限内に当該決定案の根拠の正当性を争うことができる。
- (c) 正当性が争われない場合は、決定案は、正式な決定となる。
- それ以外の場合は、最も新しい意見に基づいて、また当事者の一方から請求がある場合は、両当事者が口頭で意見を述べることを許可された後に、異議申立てに対する決定が下される。
- フランス産業財産庁は、当事者聴聞の原則に従わなければならない。
- フランス産業財産庁が当事者の一方より提出を受けた意見書は、他方当事者に通知される。
- 6) 登録出願の所有者又は国際登録の領域指定の名義人は、その最初の反対訴答書において、異議申立人が不使用により権利を喪失していないことを証明する適切な裏付書類を提出するよう異議申立人に求めることができる（商標規則R712条17）。反対

訴答書は、対抗意見書の提出前又は対抗意見書と同時に提出することができると考えられる。いずれにしても、提出には、代理人の選任は必要であろう。ただし、裏付書類の提出を求めるのみなので、これだけでは意見を述べる対抗意見書には該当しないと考えられる。

この裏付書類においては、異議申立ての対象である商品若しくは役務の少なくとも1つについて、使用の証拠の請求に先立つ5年の間における先の標章の使用を証明するか、又は不使用にかかる適正な理由を明らかにしなければならない。

この場合は、フランス産業財産庁は、異議申立人に対し、当該裏付書類を提出するための期間を与えるものとする。

7) 次の場合は、異議申立手続は終結する（商標規則R712条18）。

- (a) 異議申立人がその異議を取り下げた場合、訴訟提起の権利を喪失した場合、又は自らが権利を喪失していないことを証明する裏付書類を期限内に提出しなかった場合
- (b) 当事者間で合意が成立し又は異議申立ての対象である登録出願が取り下げられ若しくは拒絶されたために、異議申立ての根拠が失われた場合
- (c) 先の標章の効力が消滅した場合

異議申立手続が終結した場合、フランス産業財産庁は、国際事務局に、(i) 当該締約国において標章の保護が与えられる商品及び役務を表示した声明、又は(ii)すべての商品及び役務について当該締約国における標章の保護の拒絶を確認する旨の声明を送付する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。

(10) 上訴

1) 規則によって指定される控訴院は、長官の決定に対する上訴を直接に審理する管轄権を有するものとする（知的財産法L411条4）。

国際登録の領域指定の保護の全部又は一部に関する最終的拒絶の通報を含む、工業所有権の付与、拒絶又は維持に関するフランス産業財産庁長官の決定に対する上訴を審理するための管轄権を有する控訴院は、当該上訴を提起する者の居所の裁判所である（知的財産規則R411条19）。当該人が外国に居住している場合は、パリ控訴院が管轄裁判所となる。当該裁判所の管轄区域内で住所が選択されるものとする（同上）。

2) フランス産業財産庁長官の決定に対し控訴院に上訴するための期限は、1月¹²⁰とす

¹²⁰ 知的財産規則には、開始時期についての記載はないが、常識的には、決定の送達を受けたときから開始する。

る。ただし、この期限は、適切な場合は、新民事訴訟法第643 条¹²¹に従って延期される（知的財産規則R411条20）。

上訴人は、控訴院において弁護士の援助を受け、又は事務弁護士を代理人とすることができる（知的財産規則R411条25）。

フランス産業財産庁長官は、上申書2 部を当該裁判所の書記課に提出するものとし、書記課は、そのうちの1 部を上訴人に送付する（知的財産規則R411条23）。

控訴院は、当該上訴に関し、公訴官及び産業財産庁長官から聴聞した後に、判決を下すものとする（知的財産法L411条5）。書記課は、控訴院の判決を、上訴人、産業財産庁長官、及び該当する場合は、その他の関係人に通知する（知的財産規則R411条26）。

上訴人及びフランス産業財産庁長官の何れも、上訴についての判決の破棄を要求することができる（知的財産法L411条4）。

フランス産業財産庁は、場合に応じて、その決定について確認できる範囲で、フランスにおいてその標章が保護される商品及び役務を表示した更なる声明（共通規則18規則の3(4)）又は国際登録の効果がフランスにおいて無効とされ、かつ、その無効がもはや抗告の対象とならない旨を国際事務局に通報する（共通規則19規則）。

（1 1） 権利行使

① 権利の発生時期、条件

- 1) 標章の所有権は、登録によって取得される。標章は、共有することができる。登録の効果は出願日に始まり、存続期間を10 年とし、その期間は回数に制限なく更新することができる（商標法L712条1）。

国際登録の領域指定の場合には、国際登録日（事後指定の場合には、事後指定日）から効果が生じる（マドリッド協定議定書4条(1)(a)）こととなり、存続期間は、国際登録の存続期間¹²²となる。

- 2) 標章の登録は、標章の所有者に対し、所有者が指定する商品及び役務についての標章の所有権を付与する（商標法L713条1）。
- 3) 次のことは、所有者の許可がない限り禁止される（商標法L713条2）。
 - (a) 登録において指定されているのと同じの商品又は役務について、標章を複製し、使用し又は付すこと（これには「formula, manner, system, imitation, type, method」等の語が付記されているものも含む）、及び複製した標章を使用すること

¹²¹ 当該規定の内容については確認できなかった。

¹²² 国際登録の日から 10 年間（マドリッド協定議定書 6 条 1 項）

- (b) 適法に付されている標章を隠滅又は変更すること
- 4) 次のことは、公衆に混同を生じさせる虞がある場合は、所有者の許可がない限り禁止される（商標法L713条3）。
- (a) 登録において指定されている商品又は役務と類似のものについて、標章を複製し、使用し又は付すこと、及び複製された標章を使用すること
- (b) 登録において指定されている商品又は役務と同一又は類似のものについて、標章を模造すること、及び模造された標章を使用すること
- 5) 欧州連合又は欧州経済領域における並行輸入
- 標章によって付与される権利は、所有者に対し、所有者又はその同意を得た者が当該標章の下に欧州連合又は欧州経済領域において販売する商品に係る当該商標の使用を禁止する権利を与えるものではない（商標法L713条4）。
- ただし、所有者は、その後に製品の状態が変化している又は損なわれている等正当な理由を示すことができる場合は、更なる販売行為に反対する権能を引き続き有するものとする（同上）。
- 6) 周知商標
- 登録商標が世評を享受している場合には、当該登録商標を登録において指定されたものと類似しない商品又は役務について使用する第三者は、当該使用が周知登録標章の所有者に対して害をもたらす虞がある場合、又は当該使用が標章の不当な利用に当たる場合は、民事法上の責任を有するものとする（商標法L713条5）。
- 世評を享受している標章とは、工業所有権の保護に関するパリ条約6条の2の意味において周知である標章をいう（同上）。
- 7) 商標登録が認められても、商標権者は、次のものと同一又は類似の標識の使用を妨げることはできない。ただし、当該使用が登録の所有者の権利の侵害に当たる場合は、当該所有者は、②に従って使用の制限又は禁止を要求することができる（商標法L713条6）。
- (a) 会社名、商号又は看板であつて、当該使用が登録の前からなされているか又は善意で自己の姓を使用する他人によってなされる場合
- (b) 特に付属品又は部品等として、製品又は役務の意図される用途を述べるために必要な言及である場合。この場合は、出所についての混同が生じないことを条件とする。

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

1) 標章所有者の権利の侵害は、違反者に民事法上の責任を生じさせる違反行為となる。

①3)、4)、5)に定められた禁止についての違反は、標章に係る権利の侵害となる（商標法L716条1）。

標章登録出願の公告¹²³前に行われた行為は、その標章に由来する権利を侵害するとはみなされない。国際登録の場合には、フランス産業財産庁が国際公報を受領した月の翌月の最初の日以前の行為をいうと考えられる¹²⁴。

ただし、侵害者とされた者に登録出願の写しをもって通知した後の行為は、それを確認し、起訴することができる。訴訟が提起された裁判所は、登録が公告されるまで判決を延期する（商標法L716条2）。

2) 標章に関する民事訴訟は、第1審裁判所によって審理されるものとし、標章に係る事項及びそれに関連する意匠又は不正競争に係る事項の双方を含む訴訟も同様とする（商標法L716条3）。民法第2059 条及び第2060 条に規定する仲裁¹²⁵を求めることを妨げない（商標法L716条4）。

3) 民事上の侵害訴訟は、標章の所有者によって提起されるものとする。ただし、実施の排他権の受益者は、所有者が受益者から当該権利を行使することを要求する正式通知を受けた後に当該権利を行使しない場合は、契約に別段の定めがない限り、侵害訴訟を提起することができる（商標法L716条5）。

ライセンス許諾契約の如何なる当事者も、自らが被った損害に対する救済を得るために、他の当事者が提起した侵害訴訟に参加する権利を有する（同上）。

4) 侵害訴訟の出訴期限は侵害が行なわれたときから3年とする（商標法L716条5）。

先の商標権者は、後の商標権者による当該商標の使用を5 年間黙認していた場合は、後の商標権者の登録出願が悪意でなされたものでない限り、認められない。ただし、当該否認は、使用が黙認された商品及び役務に限定される（同上）。

5) 仮処分等

(a) 非公開で審理する訴訟が提起された裁判所の所長は、暫定的に、日額の料金を条件として、侵害と主張されている行為の継続を禁止するか、又は標章の所有者

¹²³ 出願公告であり、登録公告ではない。

¹²⁴ 商標規則 R717 条 3、5 参照。

¹²⁵ フランス民法の規定は確認できなかった。なお、仲裁は、私人間の争いについて裁判所ではなく第三者である私人に解決を委ねる手続であり、仲裁契約の内容等一定の要件を満たしていれば、裁判の判決と同一の効力を有するものであり、民法では、そのための手続要件を定めていると思われる。日本の仲裁法参照。

若しくは実施の排他権の受益者に対する補償を確保するために担保を提供させて当該行為を継続させることができる（商標法L716条6）。

禁止又は担保提供の措置は、訴訟が十分な根拠に基づいていると考えられ、かつ、手続が、標章の所有者又は実施の排他権の受益者がその根拠とする事実を知った日から短い期間の間に開始された場合に限り、認められる。裁判官は、禁止処分に関し、侵害訴訟が後に根拠がないと判断された場合に、被告が被る損害を補償するための担保を原告が提供することを条件とすることができる（同上）。

- (b) 登録出願の所有者、登録商標の所有者又は実施の排他権の受益者は、その請求に基づいて第1審裁判所所長が発する命令によって、執行官に対し、請求人の選択する専門家の助力を得て、請求人が同人の権利を侵害して表示され、販売の申出がされ、引き渡され又は提供されていると主張する商品又は役務について、如何なる場所においても、その見本の採取を伴い又は伴わずに詳細な記述を行わせ、又は現物の差押えを行わせる権利を有する（商標法L716条7）。

裁判所所長は、現物の差押えに関して、侵害訴訟が後に根拠がないと決定されたときに被告が被る不利益を補償するために原告による担保の提供を条件とすることができる（同上）。

原告が15 日以内に民事訴訟又は刑事訴訟の何れかの訴訟手続を提起しないときは、差押えは自動的に無効となるが、損害賠償を求める権利は妨げられない（同上）。

（1 2） 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) セントラルアタックにより国内出願に変更した際の取扱い

フランスにおいて効力を有する国際登録に関する事項は、その国際登録簿への登録が不能となった時点で国内標章登録簿に登録することができる¹²⁶（商標規則R717条7）。

手続等については、商標法、商標規則に記載はないが、WIPOホームページ¹²⁷では、フランス国内で保護がみとめられている国際登録の転換請求については方式審査のみを行うが、保護が認められていない場合には、通常の審査を行うとあることから、現地代理人を通じての国内出願の手続を行うことになると考えられる（商標規則R712条1）。国内出願の出願手数料は、3区分まで225ユーロ、4区分以上は1区分に

¹²⁶ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=misc>

¹²⁷ 同上。

つき40ユーロとなっている¹²⁸。

なお、転換請求はマドリッド協定議定書の次の条件を満たしている必要がある。

「第9条の5 国際登録の国内出願又は広域出願への変更

国際登録が、当該国際登録において指定された商品及び役務の全部又は一部につき第6条(4)の規定に基づく本国官庁の通報により取り消された場合において、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国の官庁に対し当該国際登録の名義人であった者が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは、当該標章登録出願は、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、第3条(4)に規定する国際登録の日又は第3条の3(2)に規定する領域指定の記録の日に行われたものとみなし、かつ、当該国際登録についてその名義人が優先権を有していた場合には、当該名義人であった者は、同一の優先権を有するものとする。

(i) 標章登録出願が国際登録の取り消された日から3箇月以内に行われること。

(ii) 標章登録出願において指定された商品及び役務が当該締約国に係る国際登録において指定されていた商品及び役務に実際に含まれること。

(iii) 標章登録出願が手数料の支払いを含む関係法令上のすべての要件を満たしていること。

2) 代替の取扱い

(a) 2007年に国際事務局が行ったアンケート調査に対するフランス産業財産庁の回答によると、フランス国内法では特別の規定は設けられておらず、次のマドリッド協定議定書の規定が直接適用されるということである¹²⁹。

「第4条の2 国際登録による国内登録又は広域登録の代替

(1) いずれかの締約国の官庁による国内登録又は広域登録の対象である標章が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録又は広域登録により生ずるすべての権利を害することなく、かつ、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、当該国内登録又は広域登録に代替することができるものとみなす。

(i) 国際登録による標章の保護の効果が第3条の3(1)又は(2)の規定に基づ

¹²⁸特許庁ホームページ→法律・条約→外国産業財産権制度情報→世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド→フランス→商標制度 15 ページ
<http://iprsupport-ipo.go.jp/miniguide/pdf2/FRENCH.html>

¹²⁹ WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→France→Miscellaneous
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fr.html?part=misc>

いて当該締約国に及んでいること

(ii) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及び役務が当該締約国に係る国際登録においても指定されていること。

(iii) (i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること

(2) (1)に規定する官庁は、求めに応じ、自己の登録簿に国際登録について記載しなければならない。」

(b) 上記アンケートによれば、フランス産業財産庁は、暫定的拒絶の通報をすることができる期間が満了した後に、代替の申請があった場合には、自己の登録簿に国際登録について記載するが、国内登録を抹消するかどうかは不明である。ただし、国内登録の指定商品及び役務の範囲が、国際登録の領域指定にかかる指定商品及び役務より広い場合には、代替されない国内登録の指定商品及び役務の効力は影響を受けないとしている。なお、代替の申請は無料である¹³⁰。

また、セントラルアタック等により国際登録が無効となっても、抹消された国内登録は復活しないが、転換請求された場合には、元の国内出願が有していた優先権はすべて認められるということである。

(1 3) 議定書に関する宣言

フランスは、議定書に関する宣言は一切行っていない。

(1 4) フランスに特徴的な制度

1) いわゆるコンセント制度が認められる。

既に登録若しくは出願された標章若しくはそれより先の優先日を有する標章の所有者、又はそれより前の周知標章の所有者は、異議申立てをすることができるが、当事者間で合意ができた場合又は異議申立てが取下げられた場合には、異議手続は終了するため、登録を受けることができる。なお、先の登録商標、周知商標等の権利に基づく拒絶は相対的拒絶理由であり、異議申立て又は訴訟で無効が争われない限り、保護を受けることができる。

2) 登録商標及び周知商標の他、商号又は看板、保護された原産地名称、著作者の権利、保護された意匠に由来する権利、他人の人格権、特にその姓、筆名又は肖像、地方当局の名称、イメージ又は世評による拒絶又は無効が認められる。ただし、利害関係者からの申立てがある場合のみである（商標法 L714 条 3、L711 条 4、商標規則 R712 条 10、R712 条 13）。

¹³⁰ 同上

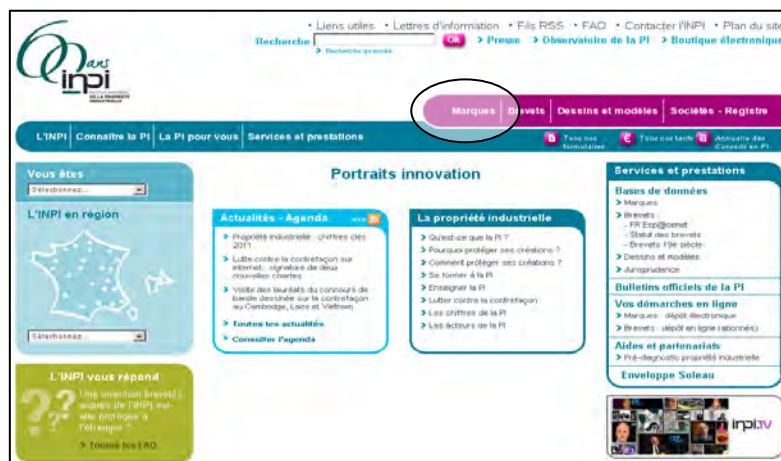
- 3) 欧州共同体商標意匠庁に登録された共同体商標は、フランス国内で登録された商標として保護される（商標法 L717 条 1、共同体商標に関する共同体規則 No.207/2009 第 9 条、16 条他）。

(15) フランス産業財産庁ウェブサイト等から入手可能な情報

① フランス商標検索システム

参照アドレス：<http://www.inpi.fr/fr/accueil.html>

検索手順：

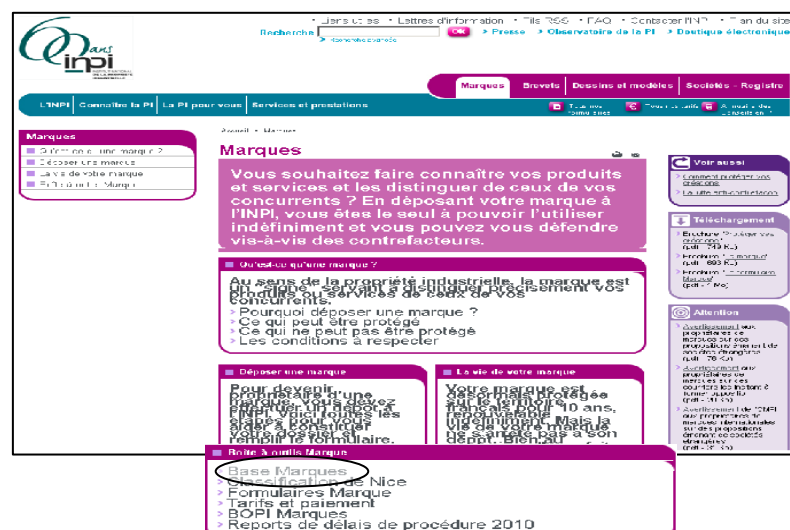


手順1：

フランス産業財産庁
トップページ

<http://www.inpi.fr/fr/accueil.html>

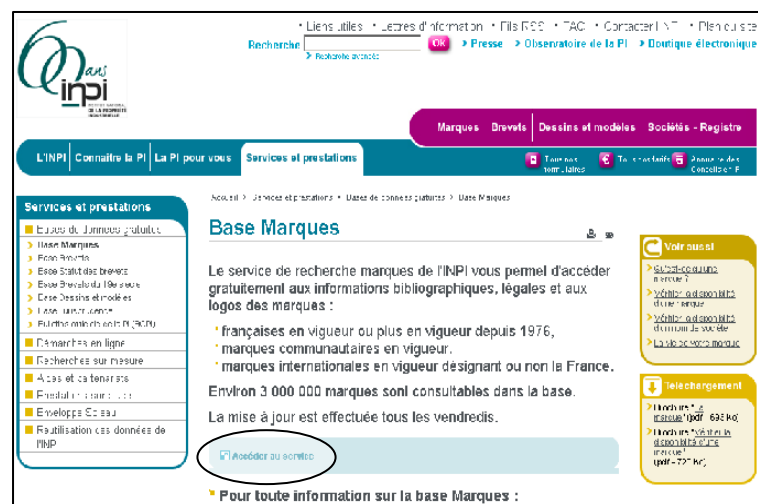
の「Marques」を
クリック



手順2：

Marques のページ
商標に関する各種情報
への入口

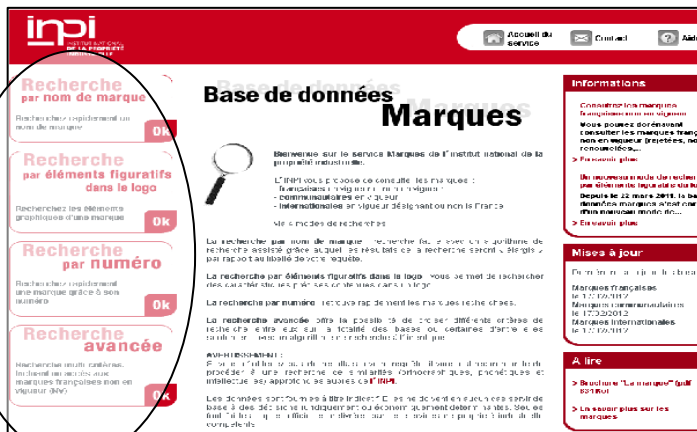
最下段の枠内の
「Base Marques」を
クリック



手順3：

Base Marques のページ
商標データベースに関する
説明が掲載されている。

淡青色の枠内の「Accéder
au service」をクリックして
検索画面（別画面）に移る。



手順 4 :

検索画面のページ、検索条件を次の4種の中から選択する。

検索条件

① par nom de marque :

商標で検索

② par éléments figuratifs dans le logo:

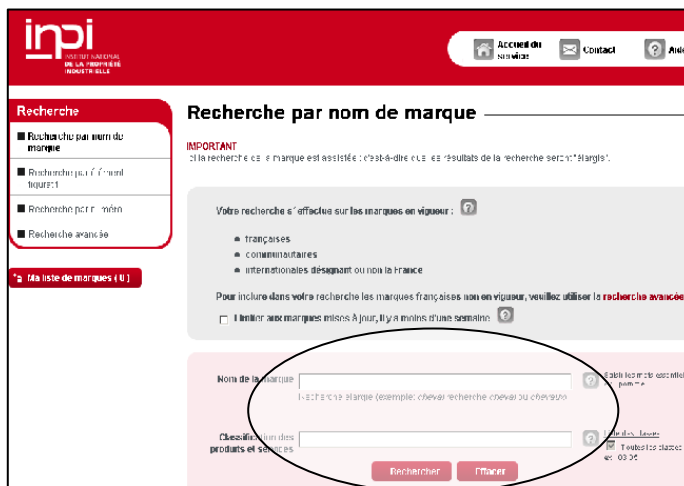
図形要素で検索

③ par numéro : 番号検索

④ avancée :

条件の組み合わせによる検索

ここでは①を選択し、Ok ボタンをクリック



手順 5 :

検索条件入力ページ

① Nom de la marque:

商標を入力

② Classification des produits et services:

分類を入力

①のみの単独検索と

①と②の and 検索が可能

「Rechercher」ボタンで検索

「Effacer」で入力情報の消去



手順 6 :

検索結果リスト

① Suivant ボタンで次ページを表示

② 項目をクリックすると公報を表示

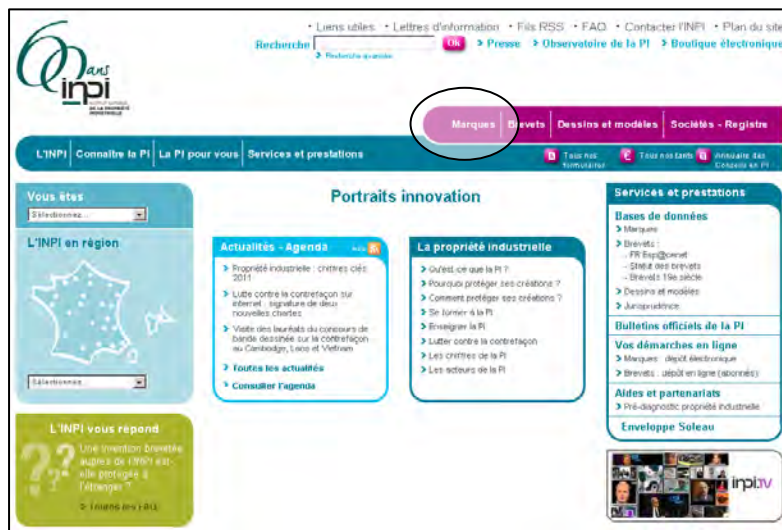
• Déposant : 出願人
• Numéro : 番号
• Classe : 分類

②フランスにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

有効な商品・役務名の検索サービスは無いが、分類の詳細情報が得られる。

参照アドレス：<http://www.inpi.fr/fr/accueil.html>

検索手順：

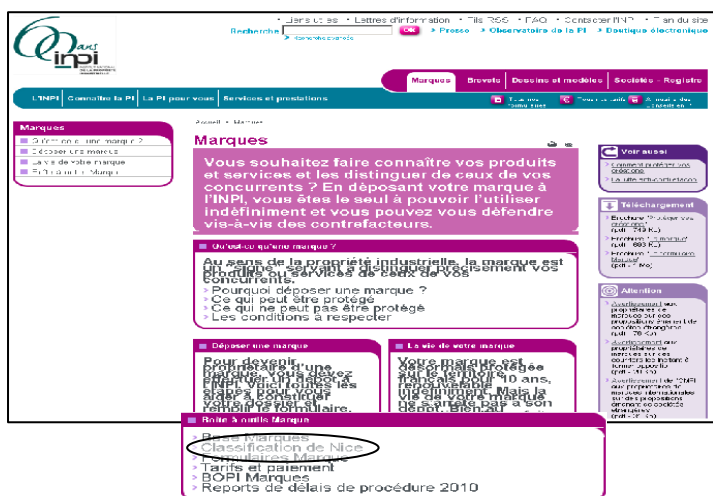


手順 1：

フランス産業財産庁の
トップページ

<http://www.inpi.fr/fr/accueil.html>

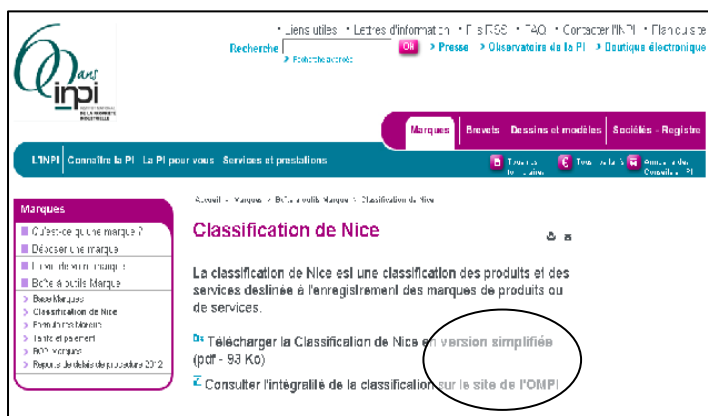
の「Marques」を
クリック



手順 2：

Marques のページ
商標に関する各種情報への入口

最下段枠内の「Classification de
Nice」をクリック



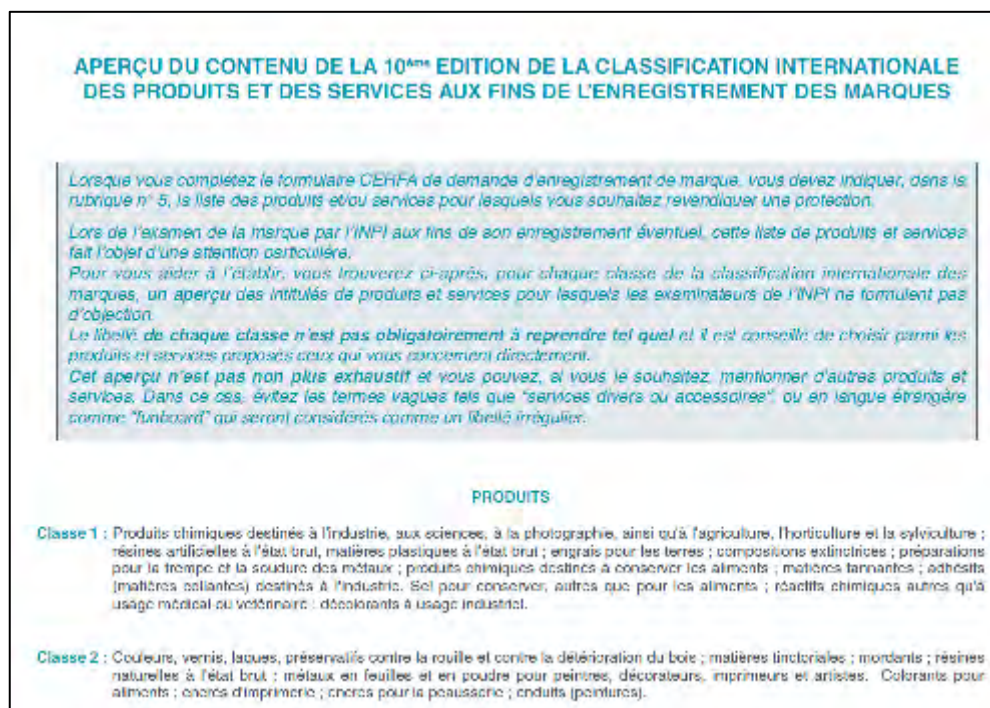
手順 3：

Classification de Nice のページ

①文章内の文字「**version simplifiée**」
をクリックすると簡易版のニース
分類 (PDF 93 KB) をダウンロード
できる。

②文章内の文字「**site de l'OMPI**」をク
リックするとWIPOウェブサイト
に飛び、ニース分類を表示する。

手順4 表示された簡易版のニース分類



手順5 表示された WIPO ウェブサイトのニース分類のページ

